

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第20号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成19年新潟市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の部市長部局の項中

文化スポーツ部の美術企画監	を
---------------	---

文化スポーツ部の美術企画監 こども未来部保育課の指導保育士	に、
----------------------------------	----

下水道部経営企画課の経理係長	を
----------------	---

下水道部経営企画課の主幹及び市長が特に命じた主査	に
--------------------------	---

改め、同表区役所及び区役所の機関の部区役所の項中

地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査	を
-------------------------	---

「 地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査

健康福祉課の指導保育士

に

改め、同表機関（区役所の機関を除く。）の部児童相談所の項中

「 所長、副所長、課長及び課長補佐

を

「 所長、副所長、課長及び課長補佐及び課に置かれる室の室

長

に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。